

特定福祉用具購入Q & A

質問	回答
「介護保険償還払支給のお知らせ」が届いた。この通知によって、何か手続きの必要があるのか？	福祉用具購入支給申請を提出された翌月上旬に、購入者の方・販売事業所へ送付している支給確定のお知らせになります。受領委任払い・償還払いでの購入された方、販売事業所共にこのお知らせによって、何かお手続きをとっていただく必要はありません。 なお、償還払いでの購入者の方・販売事業所には、お知らせが届いた月の末日にお振込みさせていただきます。
福祉用具を購入したいが、介護のサービスを利用しており、ケアマネージャーがついていない。どうすればいいのか？	地域包括支援センターへご相談ください。
介護認定（新規・更新・区分変更）の申請中だが、福祉用具を購入できるか？	購入はできます。ただし、支給申請は認定結果が出てからの提出をお願いいたします。また、新規申請の方については、万が一、非該当となってしまった場合、介護保険給付の対象外となります。
いくらで購入できるのか？	購入費（年間の利用限度額10万円）のうち、自己負担1～3割で購入できます。なお、償還払いでの購入の場合は、購入時に全額負担し、後日、市へ償還払いの申請をすることによって、残りの7～9割を支給します。ただし、給付制限の期間中は、償還払いでの申請のみとなり、自己負担は、3割か4割のいずれかとなります。
購入する事業所は、どこでもよいのか？	都道府県等から指定を受けた事業者からの購入でないと、介護保険給付の対象なりません。
インターネットでの購入でも対象となるのか？	福祉用具の購入は、専門相談員から専門的知識に基づく助言を受けておこなう必要があるため、インターネットでの購入の場合、介護保険給付の対象とはなりません。
負担割合は、いつの時点のものが適用されますか？	領収日時点のものが適用されます。
福祉用具の購入後に、被保険者が亡くなった。その場合でも申請できるのか？	被保険者が亡くなる前に購入していた場合、介護保険給付の対象となります。 申請時に福祉用具の相続人代表者指定届出書を合わせて提出し、支給申請書の申請者欄は、相続人代表者指定届出書で指定した、相続人代表者の方の署名捺印が必要となります。
購入にあたり発生した諸経費は、介護保険給付の対象となるか？	福祉用具本体の購入費用のみが、介護保険給付の対象となります。

質問	回答
以前、介護保険給付にて購入したシャワーチェアの座面・背もたれ・脚のゴム部分にカビが発生していて、不衛生である。 部品交換を考えているが、その場合、介護保険給付の対象となるか？	部品の販売がある=部品交換がなされることが前提となっている部品と解釈すること、また、衛生面を考慮すると、部品購入費については介護保険給付の対象となります。 申請の際は、支給申請書内の福祉用具が必要な理由欄に再購入の理由の記入及び、現在の福祉用具の状況がわかる写真の添付が必要となります。
使用している福祉用具の部品購入を考えていたが、仕様変更があったため、現在は販売されていない。 その場合、本体の再購入費は、介護保険給付の対象となるか？	対象となります。 申請の際は、支給申請書内の福祉用具が必要な理由欄に再購入の理由の記入及び、現在の福祉用具の状況がわかる写真の添付が必要となります。
以前購入した、ウォシュレット機能付きポータブルトイレのウォシュレット機能が故障してしまった。部品交換または本体の再購入は、介護保険給付の対象となるか？ なお、ポータブルトイレとしての機能に問題はない。	プラスアルファの機能であるウォシュレット機能等、なくとも差し支えない機能を有する福祉用具への再購入は、介護保険給付の対象となりません。
初回購入で、リモコン・ウォシュレット機能付き補高便座を購入した場合、介護保険給付の対象となるか？	公益財団法人テクノエイド協会が定めたTAISコードが付番されている商品であれば、介護保険給付の対象となります。ただし、リモコン・ウォシュレット機能が壊れた際のリモコン・本体再購入は介護保険給付の対象となりません。